

SVリーグ ホームアリーナ検査要項(2024-30シーズン用)

○ :クラブライセンス規約「施設基準I.02」を充足するために、必ず具備しなければならない条件

▲ :将来的に「○」の条件となることを想定しており、今後具備することが望まれるホームアリーナ施設に関する条件(ホームアリーナの施設および設備環境の改善、向上を目指したもの)

※1 :2027年1月以降に竣工するアリーナおよび2027年1月以降に大規模改修が完了し供用が再開されるアリーナについては本基準を適用する。

検査項目	基準要件	2024~	2027~	2030~	新設/ 大規模改修 (※1)		
①施設要件							
1.入場可能数	750席以上の観客席数を有する						
	2,000席以上の観客席数を有する						
	3,000席以上の観客席数を有する	○	○				
	5,000席以上の観客席数を有する	▲	▲	○	○		
	8,000席以上の観客席数を有する	▲	▲	▲	▲		
	10,000席以上の観客席数を有する	▲	▲	▲	▲		
<p>《座席数の計算方法》</p> <p>イ:固定席(スタンド席)</p> <p>ロ:アリーナに設置される施設に常設、または常備されている可動席(壁面収納型)、および移動席(移動式設備)</p> <p>ハ:アリーナにクラブが独自に設置(施工、設営)する仮設席(ただしイスを置いただけの座席は除く)</p> <p>ニ:アリーナにクラブが独自に設置するイス席</p> <p>ホ:施設、および消防に正式に認可された「立見席」エリアに設定されたスペース(詳細条件を下記に示す⇒ヌ)</p> <p>ヘ:アリーナに指定場所として設置されている「車椅子席」(詳細条件を下記に示す⇒ル)</p> <p>ト:アリーナに指定場所として設置されている「貴賓席」(詳細条件を下記に示す⇒オ)</p> <p>チ:「イ」から「ニ」の座席に関して、以下の要件に当てはまる座席は計算から除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設、および消防が認可しない、またはしていない座席(特に、「ハ」と「ニ」の座席に関して注意する) 運営上の安全を考慮するために販売しない座席 <p>リ:「イ」および「ハ」の座席に関して、以下の要件で計算する</p> <ul style="list-style-type: none"> イスの形状が個席ではなくベンチ形状の場合は、幅400mmを1席として計算する。 ただし、既存で400mm以下の幅で座席が設定されている場合はその限りではない <p>ヌ:「立見席」の取り扱い条件を下記の通りとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場可能数の算定に算入できる立見席は、入場可能数の10%以下とする。 「立見席」の設置に関して、施設、および消防から正式に認可を受けていること 設置する「立見席」によって、既存席の観客が不利益を受けないこと 上記条件に従い、「立見席」スペースの設定を設営、施工によって明確に行うこと 上記条件に従い、「立見席」の観客の入場時、試合中、退場時の対応について文書化されたマニュアルを作成し、事前にリーグの認可を受けること(緊急時の対応については、別途、マニュアルを提出) <p>※建築基準法に基づく「立見席」の設置基準は、収容数の計算上の規定であり、実際にその規定に従って同様規模の人数を「立見席」の観客として計算することは、当検査要項では考えない(「1人当たり0.2m²で当該スペースの面積を割り人数を出す」という規定を指す)</p> <p>ル:「車椅子席」の取り扱い条件を下記の通りとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令で決められているサイズを前提として利用可能者数を計算に含む(車椅子の状態で利用) 介助者が付き添うことを想定する場合は、イス1脚を設置するスペースを含めて指定場所内の利用可能者数を計算に含む <p>オ:「スイート・ラウンジ」の取り扱い条件を下記の通りとする</p> <ul style="list-style-type: none"> スイートについては個室の座席はアリーナの総座席数として原則カウントしないが、試合コートを見渡することができる個室の席やスイート利用者専用のアリーナ内の座席は対象として計算に含む ラウンジについてはラウンジ内の座席はアリーナの総座席数として原則カウントしないが、試合コートを見渡することができるラウンジ内の席やラウンジ利用者専用のアリーナ内の座席は対象として計算に含む <p>《リーグ戦以外のリーグ公式試合およびFIVB主催大会開催に必要な観客席数》</p> <p>イ:Vリーグ機構公式試合</p> <ul style="list-style-type: none"> オールスターゲーム → 5,000席以上 SVリーグチャンピオンシップ決勝 → 7,000席以上 <p>ロ:FIVB主催大会</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界選手権/オリンピック → 15,000席以上 上記大会の予選ラウンド(Bサイト) → 5,000席以上 							
I 座席	(1) 固定席(スタンド席)	すべての座席から試合コートが見渡せる	○	○	○	○	
		すべての座席の幅は、1席当たり400mm以上ある	○	○	○	○	
		すべての座席にチケットに表記する番号・記号と同じ表示が取付けてあること、または取り付けられる	○	○	○	○	
		すべての座席は個席である(独立したイスで設置されている)	▲	▲	○	○	
	(2) 可動席(壁面収納型) および移動席(移動式設備)	すべての座席に「背もたれ」が付いている	▲	○	○	○	
		すべての座席から試合コートが見渡せる	○	○	○	○	
		すべての座席の幅は、1席当たり400mm以上である	○	○	○	○	
		すべての座席にチケットに表記する番号・記号と同じ表示が取付けてあること、または取り付けられる	○	○	○	○	
	2 既存 座席 (施設 の常 設ま たは 常備 設備)	(3) スイート・ラウンジ	すべての座席は個席である(独立したイスで設置されている)	▲	▲	○	○
			すべての座席に「背もたれ」が付いている	▲	○	○	○
			固定席(スタンド席)からの出入りが可能である	▲	○	○	○
			スイートがあること	▲	▲	▲	○
スイートとは、飲食や談話等を楽しむことができる							
原則、居室化 [*] されたスペース・席とそれとは別に試合を観戦する座席が併設配置されたスペースであること※居室化とは周囲から視覚的に独立し周囲の音などから遮断されている状態のことをしめす							
ラウンジがあること		▲	○	○	○		
ラウンジとは試合観戦する座席 [*] を備え、それとは別に飲食や談話するスペースやエリアがあること							
※ラウンジ利用者の座席は一般の座席で可とする							
VIPが利用時には入場口 [*] からスイート・ラウンジには他の利用者と隔離された動線(一時的でも可)を作ることが可能である	▲	▲	○	○			
※入場口を分けることが望ましい							
固定席(スタンド席)からの出入りが不可能な場所にスイート・ラウンジ利用人数相当の座席が用意されている	▲	▲	○	○			
VIPが利用時にはスイート・ラウンジから座席に独立の(一時的でも可)動線で座席にアクセスできる	▲	▲	○	○			
スイートについてはホームゲーム開催時には入場可能数の2%以上が利用可能である、また必要な備品が配備されており、飲食の提供が可能である	▲	▲	▲	○			
ラウンジについては(スイートと合計して)入場可能数の5%以上が利用できるエリア・スペース、また必要な備品が配備されており、飲食の提供が可能である	▲	○	○	○			
(4) 車椅子席	試合コートを既存座席の観客に影響されことなく視認できる位置にある	○	○	○	○		
	他の既存座席の観客の通行に影響しない安全な場所にある(安全な構造になっている)	○	○	○	○		
	介助者用のイス(備品)が用意されている	○	○	○	○		
	車椅子席の場所から近い位置に身障者専用のトイレ設備がある	○	○	○	○		
	車椅子席の場所から近い位置に車椅子の観客が利用可能なエレベータ設備がある	○	○	○	○		
	車椅子席への誘導導線は他の観客の通行に影響しない安全な設定ができる	○	○	○	○		
恒常的に車椅子席(スペース)を確保する。必要に応じて入場可能数の0.5%以上の車椅子席(スペース)の確保を行える	○	○	○	○			

SVリーグ ホームアリーナ検査要項(2024-30シーズン用)

○ :クラブライセンス規約「施設基準I.02」を充足するために、必ず具備しなければならない条件

▲ :将来的に「○」の条件となることを想定しており、今後具備することが望まれるホームアリーナ施設に関する条件(ホームアリーナの施設および設備環境の改善、向上を目指したもの)

※1 :2027年1月以降に竣工するアリーナおよび2027年1月以降に大規模改修が完了し供用が再開されるアリーナについては本基準を適用する。

検査項目		基準要件	2024~	2027~	2030~	新設/ 大規模改修 (※1)
(5) 立見席		試合観戦に際して苦痛や不利益を感じないスペースの設定となっている ・荷物の置き場 ・隣の観客との接触 ・通路上での設定の場合、他の観客の通行の障害とならない ・個人毎の立見位置に番号・記号が表示できる(チケット表記との同一性が確保できる)	○	○	○	○
		固定席または移動席・移動席の観客が立ち入れない設営、および運営が可能である ・専用スペースを区分するための備品の設置(プラ柵、ロープなど) ・専用スペースを区分するための設営(マーキングやテーピングなど) ・専用スペースを管理する専任スタッフの配置	○	○	○	○
3 仮 設 席	(1) アリーナ内スタンド席	すべての仮設席は施設および消防の認可を受けて設置されている	○	○	○	○
		すべての仮設席は既存座席からの観戦に影響しない設置方法である	○	○	○	○
		すべての仮設席は観客の通行や運営上必要な動線を確保した上で設置されている	○	○	○	○
		すべての仮設席は安全性を考慮して設計されており、設置、設営、施工の方法は施設の認可を受けている	○	○	○	○
	(2) アリーナ内イス席	すべての仮設席は施設および消防の認可を受けて設置されている	○	○	○	○
		すべての仮設席は既存座席からの観戦に影響しない設置方法である	○	○	○	○
	すべての仮設席は観客の通行や運営上必要な動線を確保した上で設置されている	○	○	○	○	
	すべての仮設席は安全性を考慮して設計されており、設置、設営、施工の方法は施設の認可を受けている	○	○	○	○	
4.「客席図面」の承認		2-(1)~(5)、および3-(1)~(2)の要件を踏まえたホームゲーム開催時の「客席図面」を、クラブライセンス事務局に提出し事前の承認を受ける	○	○	○	○
1.基本サイズ		下記要件を踏まえた「コートエリア」を適切な広さで設置するために、下記要件を満たすスペースを「コートエリア」として確保できる 「コートエリア」にはアリーナに設置される可動席・移動席、および仮設席、加えて、通路のスペースは含まれない 「コートエリア」の外側には、消防法に準じた幅の通路が設定できる	○	○	○	○
I I 試 合 ア リ ー ナ		《コートエリアの設定要件》 ・試合コート(18m×9m) ・フリーゾーン サイド (5m) ・フリーゾーン エンド (6.5m) ・コート上の天井までの高さ (12.5m以上) ・記録席 (副審後方。長机を1台設置する) ・審判台 ・チームベンチ ・コートサイド広告看板設置スペース ・コートエンド広告看板設置スペース ・フォトグラファーポジション (お客様の観戦の障害とならないよう配慮すること) ・ウォームアップエリア (3m×3m以上) ・ドクター席 ・緊急対策対応 (AED/担架/車いすをドクター席後方もしくはすぐ出せる場所で確保すること) ・JURY席 (センターポール左側へ設置) ・JVIMS判定席 (記録席右横。長机を1台設置する) ・JVIMSブロック判定補助員席 (コートエンドに設置するが、詳細な場所は問わない。両エンドに1席ずつ、計2席を配置してもよい) ・チャレンジ判定席 (判定映像が第三者から見えないよう囲むこと) ・GC/アナウンス/MC席 (コートから離れた場所への設置も可)				
2.フロア床材		試合コートの床材は競技性や美観などトップリーグにふさわしい床材とSVLにて確認がなされたものを使用することとする 合成材の場合は製品仕様および状況をSVLが実地検査にて確認	○	○	○	○
※当要項はFIVBによる「OFFICIAL VOLLEYBALL RULES」に基づく						
3.照明設備(常設設備)		「競技エリア」全体を均一に照らし、エリア表面から1mの地点を測定して1,000ルクス以上の明るさを確保できる	○	○	○	○
※FIVBによる「OFFICIAL VOLLEYBALL RULES」では、300ルクス以上と定められている一方、FIVB世界・公式大会は2,000ルクス以上が必要と定める						
4.音響設備(常設設備)		すべてのエリア(観客席、コートエリアなどメインアリーナ全体)で明瞭に、また適切な音量で音が聞こえる音響設備を常設設備として備えている なお、常設設備の効果が適切に得られない場合、クラブがその効果を補完するために独自の音響機材を持ち込んで使用する場合は、その限りではない	○	○	○	○
		緊急時や観客向けへの案内などに使用するための場内放送設備を常設設備として備えている なお、常設設備の効果が適切に得られない場合、クラブがその効果を補完するために独自の音響機材を持ち込んで使用する場合は、その限りではない	○	○	○	○
5.空調設備(設備)		適切なアリーナ内温度調整 (競技エリア内16℃~25℃) が可能な空調設備を備えている 新設アリーナ基準においては適切なアリーナ内温度調整 (競技エリア内16℃~25℃) が可能な常設の空調設備を備えていることとする また、空調設備は以下の機能を備えているものとする ただし、暖房機能については地域特性も考慮するものとする ・暖房機能 ・冷房機能	○	○	○	○
6.大型映像設備(常設設備)		映像および文字を高精度で表示でき、すべての観客から視認可能な位置に設置された大型映像設備 (1800mm×3200mm以上推奨) を常設設備として備えている 常設設備が存在しない場合は仮設により設置する 大型映像設備は、既設装置以外の外部からの信号入力が可能である 大型映像設備は、デジタル信号の入力に対応し、また、表示機能を備えている	○	○	○	○
			▲	▲	○	○

SVリーグ ホームアリーナ検査要項(2024-30シーズン用)

○ :クラブライセンス規約「施設基準I.02」を充足するために、必ず具備しなければならない条件

▲ :将来的に「○」の条件となることを想定しており、今後具備することが望まれるホームアリーナ施設に関する条件(ホームアリーナの施設および設備環境の改善、向上を目指したもの)

※1:2027年1月以降に竣工するアリーナおよび2027年1月以降に大規模改修が完了し供用が再開されるアリーナについては本基準を適用する。

検査項目		基準要件	2024~	2027~	2030~	新設/ 大規模改修 (※1)
III 練習 環境 (試合前)	1.基本サイズ	試合当日の練習が試合コートにて実施できない場合、バレーボールコートを正規のサイズで1面以上設置可能であるサブアリーナを備えている 練習がサブアリーナにて実施できない場合、バレーボールコートを正規のサイズで1面以上設置可能である練習場を備えている 当該練習場は原則車で30分以内に主に使用される宿泊施設もしくは試合会場に到着できる	○	○	○	○
	2.フロア床材(常設設備)	試合コートの床材は「木製」が望ましい 合成材の場合は製品仕様および状況をリーグが実地検査にて確認して使用する	○	○	○	○
	3.照明設備(常設設備)	全体を均一に照らし、競技に支障が出ない照度が確保できる	○	○	○	○
	4.空調設備(設備)	適切なアリーナ内温度調整が可能な空調設備を備えている 新設アリーナ基準においてはアリーナ内温度(冷房季:26℃、暖房季:21℃を目安とする)調整が可能な常設の空調設備を備えているものとする また、空調設備は以下の機能を備えているものとする ただし暖房機能については地域特性も考慮するものとする ・暖房機能 ・冷房機能	○	○	○	○
IV 飲食関連施設		敷地内に観客を対象とした飲食物販売を行う売店を臨時で設置できる施設、もしくは専用スペースが確保できる(物販を含む)	○	○	○	○
		ホームゲーム開催時に運営関係者を対象としたケータリングサービスの対応ができる	▲	○	○	○
		ホームゲーム開催時に観客を対象とした臨時の飲食物販売の対応ができる	▲	○	○	○
		施設内に観客を対象とした飲食物販売を行う売店施設が常設施設としてある	▲	▲	○	○
V 駐 車 場	1.基本要件	施設内にある駐車場には、夜間でも利用可能な照明設備がある	○	○	○	○
		駐車場内は適切な駐車位置の区分や車両の進行方向のマーキングが施されており、適切な安全対策がとられている	○	○	○	○
		駐車場は騒音の影響で施設近隣から苦情等が発生しない場所にある	○	○	○	○
		緊急時の搬送出入口に隣接して、緊急車両を横付けできるスペースが設定できる	○	○	○	○
	2.一般駐車場	公共交通機関の利用環境、および施設の立地環境を鑑みて、観客が利用できる相応規模の駐車場スペースが常設施設としてある ※ただし、施設が主要駅等から徒歩圏内にある場合はその限りではない	○	○	○	○
		駐車場内に「身障者専用スペース」が車椅子席数に応じた規模で、車椅子の観客用の出入口にアクセスしやすい位置に常設してある	○	○	○	○
		ツアーバス等、団体観客に対応した大型車両駐車スペースが確保できる	○	○	○	○
	3.チーム専用車両用駐車場	臨時シャトルバスの運行がある場合は、入場口にアクセスしやすい場所に乗降場所を設定でき、また、必要に応じて待機用駐車スペースが確保できる	○	○	○	○
		使用するチーム数に応じて、大型バス、その他関係車両が駐車できる専用スペースが、観客やメディアがアクセスできない場所に、加えて、専用出入口に隣接した位置に、適切な規模で設定できる	○	○	○	○
		来賓専用出入口に隣接した場所に、適正規模で、来賓専用駐車スペースを確保できる	○	○	○	○
4.来賓専用駐車場	メディア専用出入口に隣接した場所に、適正規模で、メディア専用駐車スペースを確保できる	○	○	○	○	
5.メディア専用駐車場	以下の要件にて、テレビ中継制作体制を構築するために必要な駐車スペースを確保できる(TVコンパウンド) 《TVコンパウンドに関する要件》 イ:大型中継車(10-12m車長)、音声の中継車(8-10m車長)、電源車等の大型車両が、車内設備を稼働させた状態で長時間駐車可能な専用スペースを確保する ロ:専用スペースは、観客がアクセスできない場所に設定する ハ:専用スペースは、テレビ関係者専用出入口、もしくはケーブルの館内入れ込み位置に隣接している ニ:専用スペースは、ケーブルの敷設、機材の設置に問題がない場所に設定する ホ:専用スペースは、施設の電源設備や館内共聴設備、端子盤設備の使用に障害のない場所に設定する	○	○	○	○	
6.テレビ中継専用駐車場	ホームゲーム運営関係者用およびクラブ関係者用として、適正規模で、関係者駐車場を確保できる 会場設営および持込機材等の運搬用大型車両用として、適正規模で、専用駐車スペースを確保できる	○	○	○	○	
7.関係者駐車場		○	○	○	○	
②設備要件						
1.トイレ	観客エリア内に入場可能数に対して、右記割合の人が同時に利用可能な規模でトイレ設備がある 新設アリーナ基準においては入場可能数5,000人までは3%とし、5,000人を超える人数に関しては推奨2.5%、必須2%とする		○:2% ▲:3% 本項に限りB等級			○:3% (5,000人まで)、 ○:2%/ ▲:2.5% (5,000人超過分) A等級
	運営エリア内に関係者、メディア、来賓等の人数規模に対応する規模で、トイレ設備がある	○	○	○	○	○
	観客エリア内の車椅子席に隣接した位置に、適正規模で、多目的トイレ(身障者用トイレ)がある	○	○	○	○	○
	観客入場口付近の館内もしくは館外に、入場待ちの観客が利用できるトイレ設備がある 便器様式の配置比率は、少なくとも「洋式トイレ」が全体の80%以上の割合で配置されている	▲	▲	○	○	○
《観客エリア内におけるトイレ設備に関する推奨規定》※将来的に「○」の条件とする イ:1,000人に対して50人が、男女合わせて同時に利用可能な規模でトイレ設備がある(対客席数比5%) ロ:「イ」で示した利用可能規模数は、すべて観客が立ち入ることが出来るエリア内にある ※観客が立ち入ることが出来ないエリアにあるトイレは含まない ハ:「イ」で示した利用可能規模の内、少なくとも以下の比率で配置されている ・男女比率は、男性用2%(1,000人に対して20人分)、女性用3%(1,000人に対して30人分)で配置されている ・男性用トイレには、1,000人に対して3人分の洋式または和式トイレ、17人分の小便器がある ・女性用トイレには、1,000人に対して30人分の洋式または和式トイレがある(すべて個室) ニ:男女各トイレには、少なくとも以下の規模で「洗面台」が設置されている ・男性用トイレには、1,000人に対して6台の洗面台が設置されている ・女性用トイレには、1,000人に対して14台の洗面台が設置されている ホ:すべてのトイレ設備には、適切な内容で、照明設備と換気設備が備えられている						
(1) 医務室	館内に適切な広さで「医務室」または「医務室」として利用可能な部屋がある 「医務室」専用の部屋でない場合は、仮設対応で、必要な備品、機材、器具が適切に配置される	○	○	○	○	○

SVリーグ ホームアリーナ検査要項(2024-30シーズン用)

○ :クラブライセンス規約「施設基準I.02」を充足するために、必ず具備しなければならない条件

▲ :将来的に「○」の条件となることを想定しており、今後具備することが望まれるホームアリーナ施設に関する条件(ホームアリーナの施設および設備環境の改善、向上を目指したもの)

※1 :2027年1月以降に竣工するアリーナおよび2027年1月以降に大規模改修が完了し供用が再開されるアリーナについては本基準を適用する。

検査項目		基準要件	2024~	2027~	2030~	新設/ 大規模改修 (※1)	
I 付帯設備	(2) ドーピングコントロール室	館内に適切な広さで「ドーピングコントロール室」または「ドーピングコントロール室」として利用可能な部屋がある 「ドーピングコントロール室」専用の部屋でない場合は、仮設対応で、必要な備品、機材、器具が適切に配置される 仮設対応の場合、トイレ設備が当該部屋に隣接しており、部外者の立ち入りが規制できる	○	○	○	○	
		《「ドーピングコントロール室」の必要要件》 イ:設置場所は、観客やメディア、来賓等の部外者が近づくことができない場所である ロ:設置場所は、可能な限り、コートまたはチーム用更衣室から移動しやすい場所である ハ:必要な設備は以下の通り ・最大4人が利用可能な「待合室」※イスまたはソファ、テーブル、冷蔵庫、テレビ等の必要備品を配置 ・最大4人が利用可能な「作業室」※テーブル、イス、キャビネット、冷蔵庫等の必要備品を配置 ・「作業室」内、仮設の場合は「作業室」と隣接した場所にトイレ設備、および洗面台がある ・「待合室」から直接出入り可能な、もしくは近い場所にシャワー室がある					
	(3) 各種設備運用調整室	館内に常設されている各種設備の管理、調整を行う専用諸室があり、各種設備の利用時に利用可能である ※管理事務室など、ひとつの部屋に集中設置されている場合を含む ・音響設備調整室 ・大型映像設備調整室 ・通信回線集積装置(の設置されている部屋) ・電気設備室 ・館内共聴設備(の設置されている部屋)	○	○	○	○	
	(1) インターネット環境・回線	インターネットに接続可能なブロードバンド回線(光回線)が導入されており利用可能な状態にある もしくは必要に応じて敷設・契約できる状態にある ※複数回線備えていることが望ましい	○	○	○	○	
		(2) 臨時電源設備	常設電源にてまかなえない電源使用が見込まれる際に、利用可能な臨時電源設備がある もしくは発電機および電源車で保管が可能である	○	○	○	○
			天災等で停電した場合に、来場者が安全確保のために稼働できる非常発電設備を備えている	○	○	○	○
	《臨時電源設備に関する要件》 イ:施設が契約する指定の電気工事会社がある ロ:メインアリーナ内、または隣接する位置に配電盤設備が複数ある						
	II 備品	ホームゲーム開催時に必要となる「什器備品」が、必要規模で、貸出備品として施設に配備されている ・テーブル(長机) ・イス(パイプイス/スタッキングチェア)	○	○	○	○	
			ホームゲーム開催時に必要となる「設営備品」が、必要規模で、貸出備品として施設に配備されている ・プラスチックフェンス ・カラーコーンおよびパー ・防球フェンス(卓球用) ・運搬台車	○	○	○	○
		施設に配備されている貸出備品がリスト化されており、原状復帰に関する明確な規定が文書化されている		○	○	○	○
諸室内に常設設備されている備品の指定場所以外での使用ができる		○	○	○	○		
③競技要件							
1.「コートセッティング図面」の承認	以下の要件を踏まえたホームゲーム開催時の「客席図面」を、リーグに提出し事前の承認を受ける ・試合コートのデザイン ・競技器具の配置位置(審判台/ボール/ネット) ・広告看板 ・記録席 ・チームベンチ ・コートオフィシャル ・ウォームアップエリア ・JURY席 ・JVIMS判定席 ・JVIMSブロック判定補助員席 ・ゲームコーディネーター、医師(および看護師)、演出・進行オペレーター等の座席位置 ・フォトグラファーポジション ・勝利者インタビュー位置 ・記者会見場 ・選手の囲み取材を行うスペース ・試合コート周辺の運営動線(通路) ・バックアップ用競技器具スタンバイ位置 ・チャレンジ判定席 ・その他、試合コート周辺に配置される運営機能に関わる諸室配置		○	○	○	○	
(1) スポーツフロア	試合コートの床材は競技性や美観などトップリーグにふさわしい床材とSVLにて確認がなされたものを使用することとする 合成材の場合は製品仕様および状況をSVLが実地検査にて確認		○	○	○	○	
	コートの表面は、明るい色で凹凸がなく均一で、競技者が負傷する恐れのないこと コート上のラインは幅50mmとし、他のラインや床と明確に判別できること		○	○	○	○	
	(2) ネット器具	ホームゲームで使用されるネット器具は、FIVBおよび日本協会による公認推薦用具の使用を原則とする また、下記の装備が成されている ・ネットおよび支柱 ・アンテナ ・サイドバンド ・ボールカバー その他、運営マニュアルに準ずる	○	○	○	○	
ホームゲーム開催時は、ネット器具の故障や破損等の事故に備え、コートエリア内の即座に運び出せる位置にバックアップ用のネット器具を一对配備する また、このバックアップ用のネット器具は、ホームゲームで使用されている器具と原則同様の機種のものである		○	○	○	○		

SVリーグ ホームアリーナ検査要項(2024-30シーズン用)

○ :クラブライセンス規約「施設基準I.02」を充足するために、必ず具備しなければならない条件

▲ :将来的に「○」の条件となることを想定しており、今後具備することが望まれるホームアリーナ施設に関する条件(ホームアリーナの施設および設備環境の改善、向上を目指したもの)

※1:2027年1月以降に竣工するアリーナおよび2027年1月以降に大規模改修が完了し供用が再開されるアリーナについては本基準を適用する。

検査項目		基準要件	2024~	2027~	2030~	新設/ 大規模改修 (※1)
2 . そ の 他	(3) スコアボード器具(得点盤)	ホームゲームで使用されるスコアボード器具は、下記の表示機能が装備されている ・対戦チーム名 ・得点 ・得セット数 ※更に、スコアボードに表示すべき内容を大型映像装置のスクリーン(試合中他の用途には使わない)に表示して代替えすることができる	○	○	○	○
		ホームゲーム開催時は、スコアボード器具の故障や破損の事故に備えコートエリア内に簡易式の表示器具をバックアップ用のスコアボード器具として配備する また、下記の表示が可能である ・対戦チーム名 ・得点 ・得セット数	○	○	○	○
		スコアボードによる以下の表示は、使用器具の性能・機能に応じて今後検討する ・タイムアウト、選手交代、チャレンジの回数 ・終了セットの得点 ・出場選手の氏名 ・ローテーション ・出場選手の個人スタッツ	▲	▲	○	○
	(4) オフィシャル席(記録席・JURY席・チャレンジ席・アナウンス席等) 用器具および備品	ホームゲームで使用されるオフィシャル席用器具および備品は、下記を配備する ・スコアシート ・コンポジションシート ・リペロチェックシート ・卓上得点版 ・タイムアウト請求ブザー ・温湿度計 ・照度計 ・ボール気圧計 ・テンションゲージ ・マイク その他、運営マニュアルに準ずる	○	○	○	○
	(5) チームベンチ用器具および備品	ホームゲームで使用されるチームベンチ用器具および備品は、下記を配備する ・チームベンチ ・スコアラブザー ・ナンバーパドル その他、運営マニュアルに準ずる	○	○	○	○
	(6) 審判用器具および備品	ホームゲームで使用される審判用器具および備品は、下記を配備する ・審判台 その他、運営マニュアルに準ずる	○	○	○	○
	(7) フロア用備品	・スポンサー看板掲出用フェンス(コートエンド) その他、運営マニュアルに準ずる	○	○	○	○
④スペース・入場口要件						
1 . 各 種 ス ペ ー ス	(1) エントランスロビー	観客用入場口内の館内スペース(エントランスロビー)は、入場可能数に応じて、一時的に観客が収集した際にも安全な状態が維持できる十分な広さがある	○	○	○	○
		エントランスロビーは、各種設置物が設置された場合においても、観客の滞留によって混乱が生じないような十分な広さが確保できる各種設置物の対象は以下の内容を想定する ・各種受付テーブル、総合案内テーブル ・スポンサーブース ・臨時グッズ売店 ・臨時飲食売店 ・ゴミ箱(分別回収仕様のもの)の設置	○	○	○	○
		エントランスロビー内に仮設による設置物を設置する場合は、事前に施設および消防の許可を得ている また、電気、火器等の使用がある場合には、相応の許可を得て実施する	○	○	○	○
	(2) 観客エリア内コンコース	エントランスロビーから観客席エリア内へのコンコース及び通路は、入場可能数に応じた幅員があり、観客の通行時や一時的な滞留時にも支障がない十分な広さがある 観客席エリア内コンコースは、以下の要件によって、通行の安全が確保できない状態に決してならない ・ブース等の設置物の設置 ・意図的に観客の滞留を生じさせるような行為 ・「立見席」の設定	○	○	○	○
		観客席エリア内コンコース及び通路は、土足での利用が可能である(施設としてもしくは運営上養生することで可能な場合も含む)	○	○	○	○
		ホームゲームの開催時に運営上、関係者以外の立ち入りや通行を制限するエリアにあるコンコースは、チームの移動や物品の運搬等に支障がない十分な広さがある 運営エリア内コンコースは、以下の要件によって、通行の安全が確保できない状態に決してならない ・荷物の無作為な放置 ・テーブル席など固定物の設置 ・大人数の待機場所等の控えスペースとしての使用 ※上記要件を避けるために必要に応じて「臨時倉庫」として使用可能なスペースを確保する	○	○	○	○
	(3) 運営エリア内コンコース	ホームゲームの開催時に運営上、関係者以外の立ち入りや通行を制限するエリアにあるコンコースは、チームの移動や物品の運搬等に支障がない十分な広さがある 運営エリア内コンコースは、以下の要件によって、通行の安全が確保できない状態に決してならない ・荷物の無作為な放置 ・テーブル席など固定物の設置 ・大人数の待機場所等の控えスペースとしての使用 ※上記要件を避けるために必要に応じて「臨時倉庫」として使用可能なスペースを確保する	○	○	○	○
観客の入場口以外に、下記対象の専用入場口を設定し、観客との接触を避けられるようにする ・ブロードキャスター(テレビ中継関係者) ・来賓 ※チケットで入場する招待者は除く ・チーム ・運営役員及びスタッフ(ボランティアを含む) ※メディアについては専用入場口を設定することが望ましい 施設の構造上、複数の入場口の設定が困難な場合は、安全を確保する運営体制を敷き実行する ただしチームの入場口は必ず観客の入場口から離れた位置に設定する		○	○	○	○	
2.入退場口	観客の入場口以外に、下記対象の専用入場口を設定し、観客との接触を避けられるようにする ・ブロードキャスター(テレビ中継関係者) ・来賓 ※チケットで入場する招待者は除く ・チーム ・運営役員及びスタッフ(ボランティアを含む) ※メディアについては専用入場口を設定することが望ましい 施設の構造上、複数の入場口の設定が困難な場合は、安全を確保する運営体制を敷き実行する ただしチームの入場口は必ず観客の入場口から離れた位置に設定する	○	○	○	○	

SVリーグ ホームアリーナ検査要項(2024-30シーズン用)

○ :クラブライセンス規約「施設基準I.02」を充足するために、必ず具備しなければならない条件

▲ :将来的に「○」の条件となることを想定しており、今後具備することが望まれるホームアリーナ施設に関する条件(ホームアリーナの施設および設備環境の改善、向上を目指したもの)

※1 :2027年1月以降に竣工するアリーナおよび2027年1月以降に大規模改修が完了し供用が再開されるアリーナについては本基準を適用する。

検査項目		基準要件	2024~	2027~	2030~	新設/ 大規模改修 (※1)
⑤ 諸室要件						
1 ・ 更衣室 (ロッカールーム)	(1) チーム用更衣室	ホームゲーム開催時にチームが使用する更衣室(ロッカールーム)は、チーム全体の人数に相応する規模の広さが確保でき、必要とする各種備品が配備されている また、ひとつのチームにつき1室の更衣室が用意される ※広さを確保するために複数の部屋を充てることも可	○	○	○	○
		ホームゲーム開催時にチームが使用する更衣室(ロッカールーム)には、下記の設備が室内に常設されている ・シャワールーム(選手の人数に応じて複数人が同時に使用できる規模) ※更衣室から他との接触なしにアクセスできる位置にシャワールームがあり、その利用に支障がない場合はその限りではない ・トイレ ※更衣室に隣接してトイレ設備があり、その利用に支障がない場合はその限りではない	○	○	○	○
	(2) 審判用更衣室	ホームゲーム開催時に審判が使用する更衣室(ロッカールーム)は、その使用人数に相応する規模の広さが確保でき、必要とする各種備品が配備されている また、男女別に設定する必要がある場合は、2部屋用意する 更に、審判用更衣室は、チーム用更衣室と動線上接触しないこと	○	○	○	○
		ホームゲーム開催時に審判が使用する更衣室(ロッカールーム)には、下記の設備が室内に常設されている ・シャワールーム(審判の人数に応じて複数人が同時に使用できる規模) ・トイレ ※更衣室に隣接してトイレ設備があり、その利用に支障がない場合はその限りではない	▲	○	○	○
(3) その他更衣室	その他、演出出演者等用に更衣室が必要な場合は、チーム、審判用とは別に、専用の更衣室を設定する	○	○	○	○	
2 ・ 運営諸室およびスペース	(1) 主催者・主管者用諸室	ホームゲーム開催時に主催(主管)クラブが使用する各種諸室は、利用する人数規模に応じて相応の広さの部屋が確保でき、必要な備品が配備されている また、以下の内容において、使用目的に応じて部屋が確保できる ・運営本部 ・運営スタッフ控室(クラブスタッフ以外の運営スタッフが利用できる部屋) ・警備員および警備スタッフ控室 ※運営スタッフ控室と共用できる場合はその限りではない	○	○	○	○
	(2) 来賓用諸室	ホームゲーム開催時には、利用する人数規模に相応する広さで、来賓用の専用控室を確保でき、必要な備品が配備されている	○	○	○	○
	(3) スイート	ホームゲーム開催時には入場可能数の2%を目安に利用可能である また必要な備品が配備されており、飲食の提供が可能である	▲	▲	○	○
	(4) ラウンジ	ホームゲーム開催時にはスイートとあわせて入場可能数の5%を目安に利用可能である(将来的には10%とする) また必要な備品が配備されており、飲食の提供が可能である	▲	○	○	○
	(5) メディア用諸室およびスペース	ホームゲーム開催時には、利用する人数規模に相応する広さで、メディア用の専用諸室およびスペースを確保でき、必要な備品および設備が配備されている メディア用専用諸室およびスペースの内容は下記の内容とする ・メディアワークルーム ※配備備品および設備:テーブル席、電源設備等 ・記者会見室 ※バックドロップ、音響機器(必要に応じて)、照明器具等 ・囲み取材エリア ※バックドロップ、照明器具等 ※囲み取材エリアは、試合アリーナ内の音が遮断できる位置にあり選手およびメディアがアクセスできるスペースにあるものとする	○	○	○	○
		ホームゲーム開催時には、利用する人数規模に相応する広さで、下記のスペースが確保できる ・ミックスゾーン: 競技場から会場退出までの選手動線上に存在し、選手エリアとメディアエリアが仕切られた、インタビューなどを行うエリア	▲	○	○	○
(6) ブロードキャスター用諸室およびスペース	ホームゲーム開催時には、利用する人数規模に相応する広さで、ブロードキャスター用の専用諸室およびスペースを確保でき、必要な備品および設備が配備されている ブロードキャスター用専用諸室およびスペースの内容は下記の内容とする ・テレビ中継スタッフ控室 ・ポストゲーム用フラッシュインタビューポジション ※試合コート内を使用する場合はその限りではない	○	○	○	○	
3 ・ 観客席内運営エリア	(1) メディア関連エリア	ホームゲーム開催時には、スタンド席、アリーナ席を問わず、コート全体を見渡せる位置に、テーブル席として試合を取材するメディア専用の座席を、余裕を持った席数で設置する テーブル席は、1人当り幅600mm以上のスペースを確保し、奥行きは1人当り450mm以上とする また、この「メディア席」には下記の必要な設備を配備する ・電源 ※1人のメディアに対して1口以上のコンセント(交流100V) ※1人当りの電気容量は20wを想定しエリア全体の容量を確保する ・インターネット回線(無線または有線) ※1人に対して1口/Wi-Fiの場合は50Mbps以上) ※ただし、インターネット回線は必要に応じて配備するものとするがメディアサービスとして推奨する	○	○	○	○
		ホームゲーム開催時には、スタンド席内のチームベンチと逆側の「適切な場所」に、ノンライツブロードキャスター用のニュース取材カメラ(ENG)を設置するためのスペースを「適切な広さ」で確保し、そのエリアには観客が立ち入ることができないように措置する また、そのENGカメラポジションの四方は、カメラ撮影の障害にならないような座席配置を主催・管理者は配慮しなければならない	○	○	○	○
(2) ブロードキャスター関連エリア	ホームゲーム開催時には、スタンド席内のチームベンチと逆側の「適切な場所」に、テレビカメラを設置するためのスペースを確保し、そのエリアには観客が立ち入ることができないように措置する また、そのテレビカメラポジションの四方は、中継制作の障害にならないような座席配置を主催・管理者は配慮しなければならない	○	○	○	○	
	テレビ中継が行われる試合で、試合会場から実況放送する場合(生中継、録画中継を問わず)は、スタンド席内のチームベンチとは逆側の「適切な場所」に、コメンタリーポジションを設置するためのスペースを確保し、そのエリアには観客が立ち入ることができないように措置する コメンタリーポジションはテーブル席とするが、その設置は中継局が独自に行うことを前提とする ただし、この「コメンタリーポジション」には、主催・管理者が下記の設備を配備する ・電源 ※コメンタリーポジション当り2kwを想定して電源タップ(6口以上)を配置する ・インターネット回線(無線または有線) ※信号伝送回線は別とする(中継局独自の手配とする) ※ただし、インターネット回線は必要に応じて配備するものとするが中継局サービスとして推奨する	○	○	○	○	

SVリーグ ホームアリーナ検査要項(2024-30シーズン用)

○ : クラプライセンス規約「施設基準I.02」を充足するために、必ず具備しなければならない条件

▲ : 将来的に「○」の条件となることを想定しており、今後具備することが望まれるホームアリーナ施設に関する条件(ホームアリーナの施設および設備環境の改善、向上を目指したもの)

※1 : 2027年1月以降に竣工するアリーナおよび2027年1月以降に大規模改修が完了し供用が再開されるアリーナについては本基準を適用する。

検査項目	基準要件	2024~	2027~	2030~	新設/ 大規模改修 (※1)
⑥ 観客対応要件					
1. 当日券売り場	ホームゲーム開催時には、事前にチケットが完売していない場合、観客用入場口に隣接した位置に、既存の設備の使用、または仮設置により、「当日券売り場」を設ける また、この「当日券売り場」の位置が観客に分かり易いように、適切に表示や案内を配備する 更に、夜間の場合で周辺に照明設備がない場合は、観客が分かり易いように照明設備を配備する	○	○	○	○
	当日券売り場前のスペースは、販売開始時間前の購入待機列を適切に、安全に設定できるように、入場可能数に対応した規模で、十分な広さを確保する	○	○	○	○
2. 観客用入場口	ホームゲーム開催時には、入場可能数に応じて、観客専用の入場口を設定し、入場に支障がない規模で、使用するドアの数等の間口を余裕を持って設定する また、この「観客用入場口」の位置が観客に分かり易いように、適切に表示や案内を配備する 更に、夜間の場合で周辺に照明設備がない場合は、観客が分かり易いように照明設備を配備する	○	○	○	○
	観客用入場口前のスペースは、開門時間前に入場待機列を適切に安全に設定できるように、入場可能数に対応した規模で、十分な広さを確保する	○	○	○	○
3. 館内の観客対応サービス機能	観客用入場口内のエントランスロビー内に、観客用の総合対応窓口として「総合案内所」を設ける 「総合案内所」では以下のサービスを提供する。ただし他ブースと併設して以下のサービスを提供することも可。 ・落し物、迷子等の統括窓口として情報の集約と提供 ・ホームゲームに関する各種情報の集約と提供 ・観客に関わる各種お問い合わせの窓口 ・館内での事件、事故、急病等のトラブル情報の集約と運営本部への連絡 など	○	○	○	○
	館内において観客の急病、ケガが発生した場合に対応するために、観客の一時的な搬送が可能な適切な位置に、既存設備の使用、または仮設置により、「救護室」を設ける また、この「救護室」で応急措置を行う医師(および看護師)を、適切な場所に配置する 更に、この「救護室」には、以下の備品を配備する ・イス ・ベッド(長椅子での代用も可能) ※応急措置に必要な医療器具、医薬品等は医師が用意し持ち込む	○	○	○	○
	乳幼児を同伴する女性客のために、観客席エリア内に、既存設備の使用、または仮設置により、「授乳室」を設ける ただし、多目的トイレ(身障者用トイレ)内に授乳設備が設置されている場合は、その限りではない	○	○	○	○
	法令および施設の規定に従い、観客用の「喫煙所」を、既存スペースの使用、または仮設置により設ける ただし、主催・管理者の判断により、また、慣習により「喫煙所」を設けない場合はその限りではない	○	○	○	○
	遠方から来場する観客等が座席下に置けない大きさの手荷物を保持する場合を想定して、既存設備の使用、または仮設置により、「手荷物一時預かり所」を設ける ただし、この「手荷物一時預かり所」で預かる物の仕様制限に関しては主催・管理者が決定する また、この「手荷物一時預かり所」は、「総合案内所」にその機能を併合することもある ※対戦チームの応援者等、遠方からの来場を促進していくための施策として推奨する	▲	○	○	○
	⑦ 警備・緊急時対応要件				
1. 対応マニュアル対応準備	ホームゲーム主催・主者は、下記の要件に基づき、セキュリティ、および緊急事象発生時の対応マニュアルを事前に整備し、事前にリーグの確認と承認を受ける ・避難誘導マニュアル ※地震、火災等の発生時の対応 ・事故発生時対応マニュアル ※転倒、落下等の事故発生時の対応	○	○	○	○
	ホームゲーム主催・管理者は、下記の要件に基づき、該当する行政機関や警察、医療機関の助言を受け、適時適切な対応を行う体制を整備する ・国際情勢、社会情勢を踏まえて、テロ、騒乱、敵害行為等の発生が国内で頻繁に起こっている場合 ・SARS、インフルエンザ等が流行している場合 ・不審物が館内で発見された場合	○	○	○	○
2. 警備体制	ホームゲームの安全な開催を維持していくために、必要な規模で、適切な計画を以って、ホームゲーム主催・管理者は、以下の要件に基づき、館内の警備体制を敷く ・対象者以外が侵入、通行を許可されないエリアへの侵入が懸念される場合 ・観客に対する抑止力の行使が必要である場合 ・公道上で車両の一時的な通行規制、または交通整理が必要である場合 ※専門資格者以外は不可 ※会場警備業務の中には、警備員資格者以外が業務を担当したことによる責任問題が浮上する可能性がある 上記要件に関連して以下の箇所には警備員資格者を配置する ・選手・スタッフの入退場に使う出入口 ・選手・観客の接触が発生する箇所 ・敷地近辺の公道上で交通整理が必要となる場合	○	○	○	○
		▲	○	○	○
⑧ 施設の利用規約および運用規定					
ホームゲームを開催する上で、施設が主催・管理者に対して順守を求める利用規約および運用規定の内、下記要件が含まれている場合、観客サービスの品質を向上するための妨げとなるため、施設管理者、または施設所有者との協議による改善が求められる ※検査基準は、下記要件毎に異なる					
・観客席内での飲食の禁止が規定されている場合		○	○	○	○
※一部の観客席が許可されている場合を含む		▲	○	○	○
・観客席内での飲酒の禁止が規定されている場合					
ホームゲームを開催する上で、施設が主催・管理者に対して順守を求める利用規約および運用規定の内、下記要件が含まれている場合、運営効率を低減したり、運営コストの上昇を余儀なくされる要因となるため、施設管理者または施設所有者との協議による改善が求められる					
・館内のアリーナ面以外の通路、スペースにおいて土足の禁止が規定されている場合		○	○	観客席および観客の動線上は土足入場可を必須とする	観客席および観客の動線上は土足入場可を必須とする